

「ピア」、「ピアサポート」とは

- ピアとは日本語では、同じ立場や境遇、経験を持った「仲間」という意味です。
- 障がい分野でのピアサポートは、障がいや病気の経験を持つ人が、障がいのある人を支えることを言います。

ピアサポーターを配置するメリットは

- 障がいや病気に関する経験、体験がある人が支援することにより、利用者の立場に立った必要高いサービスの提供が期待できます。
- また、ピアサポーターにとっても新たな就業機会の拡大につながります。

ピアサポート体制（実施）加算の算定要件は

- 令和3年度報酬改定において、自立生活援助、計画相談支援、障がい児相談支援、地域移行支援、地域定着支援は「ピアサポート体制加算」、就労継続支援B型は「ピアサポート実施加算」が創設されました。

- いずれの加算も主な要件は以下のとおりです。

(1) 単位数 100単位/月（体制加算）

(2) 配置要件

「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること

※併設する事業所（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。）。

① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者※

※「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。

② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者

※令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。（②の者の配置がない場合も算定可。）

(3) 運営要件

① 上記(2)①の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

② 上記(2)①の者を配置していることを公表していること。

就労継続支援A型サービス費のスコアで評価されるピアサポートの配置の要件は

- 令和3年度報酬改定において、就労継続支援A型サービス費は、当該事業所における利用定員、人員配置に加え、厚生労働大臣の定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示88号）の規定により算出される評価点の合計点に応じ、算定されることとなりました。

- この評価項目にピアサポーターを配置している場合に2点評価されることとなっており、その配置の主な要件は、次のとおりです。

(1) 「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した者であること。

(2) ピアサポーターの職種はサービス管理責任者、職業指導員、生活支援員のほか、利用者以外の者であって利用者とともに就労や生産活動に参加する者であること。